

条 例 案 の 概 要

議案第58号 幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

市長等（市長、副市長、教育長）に一般職の職員の例により通勤手当を支給するもの

（参考）

一般職の職員の例（幸手市職員の給与に関する条例より抜粋）

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金を負担する職員
通勤に要する運賃等相当額
- (2) 通勤のため自動車等を使用する職員

自動車等の使用距離（片道）	金額
2 k m以上 5 k m未満	2,000円
5 k m以上10 k m未満	4,200円
10 k m以上15 k m未満	7,100円
15 k m以上20 k m未満	10,000円
20 k m以上25 k m未満	12,900円
25 k m以上30 k m未満	15,800円
30 k m以上35 k m未満	18,700円
35 k m以上40 k m未満	21,600円
40 k m以上45 k m未満	24,400円
45 k m以上50 k m未満	26,200円
50 k m以上55 k m未満	28,000円
55 k m以上60 k m未満	29,800円
60 k m以上	31,600円

（第2条及び第5条関係）

- 2 施行期日 令和5年1月1日

議案第59号 幸手市個人情報の保護に関する法律施行条例

1 内 容

個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日以降は、改正後の法の規定が市の機関に対して直接適用されることになる。改正後の法により委任された事項又は許容された事項を条例で定めるため制定するもの

- (1) 開示請求の手数料額（法により条例での定めを委任された事項）

手数料は、無料

写しの交付の作成及び送付に要する実費のみを負担額とするもの

（第5条関係）

- (2) 開示決定等の期限に関する特例（条例での定めを許容された事項）

開示決定等の期限と延長の期間について、法で定める範囲内で期間を短縮（現行条例と期間は同じ）するもの

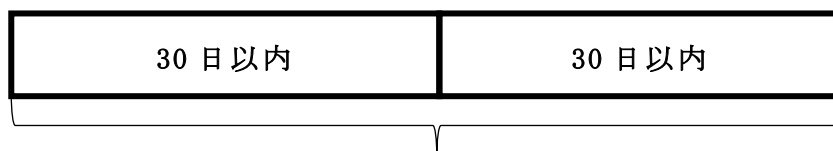
※条例の期限の期間計算を法と同様に初日不算入とする。

【法】

開示請求日

法定期限

延長期限



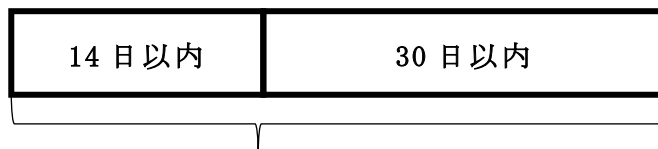
60日以内

【新条例】

開示請求日

法定期限

延長期限



44日以内

（第4条関係）

(3) 幸手市情報公開・個人情報保護審査会への諮問

(条例での定めを許容された事項)

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、幸手市情報公開・個人情報保護審査会への諮問することができるように規定するもの

(第8条関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日 令和5年4月1日

(2) 幸手市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)の廃止

(3) 旧条例の廃止に伴い、旧条例において規定されていた罰則規定については、新条例施行後も従前の例により適用されることを規定するもの

(4) 幸手市情報公開条例において、内容1(2)と同様に、公開決定等の期限の期間計算の初日を算入から不算入とする表記にするために一部改正をするもの

(5) 幸手市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例において旧条例からの引用を法による引用するために一部改正をするもの

議案第60号 幸手市情報公開・個人情報保護審査会条例

1 内 容

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の一部改正に伴い、幸手市情報公開・個人情報保護審査会を新設するもの

(1) 現行の審査会及び審議会を統合し、審査会を新設する

改正後の法において、市の機関が附属機関へ諮問できる事項は、個人情報の適正な取扱いの確保のため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である事項に限定される。

また、現行の幸手市情報公開・個人情報保護運営審議会の所掌事項が大幅に縮小されることから審議会の機能を審査会に統合する。

【現行】

幸手市情報公開・個人情報保護運営審議会

+

幸手市情報公開・個人情報保護審査会

【新設】



幸手市情報公開・個人情報保護審査会

(2) 新設する審査会の所掌事項

ア 情報公開制度については、現行の審議会と審査会の内容を統合したもの（制度改正なし）

イ 個人情報保護制度については、審査請求に関する事項と条例の規定による諮問事項に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議をするもの

（第4条関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日 令和5年4月1日

(2) 現行の審査会及び審議会条例の廃止及び経過措置

(3) 幸手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中の審議会委員の項を削るために一部改正をするもの

(4) 幸手市情報公開条例において引用している現行の審議会の条例名を新設の審査会条例名に改めるために一部改正をするもの

議案第61号 幸手市手数料条例の一部を改正する条例

1 内 容

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）の一部改正により、低炭素建築物の認定について、申請単位が変更されたことに伴う文言の改正

「申請住戸数」→「住戸数」

（別表65の項及び67の項関係）

2 施行期日 公布の日